

第2節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の 機能の概要

第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減のための河川整備については、流域の社会情勢、気候の変化を踏まえた継続的な流域と河道のモニタリングを実施しながら、その結果を踏まえて、要対策箇所や対処方策を見直しつつ、整備計画目標流量を安全に流下させるための対策及び高潮対策を実施する。これらの対策にあたっては、地震防災のため構造物の耐震化等を図る。

また、整備計画目標流量が安全に流下することが可能な河道断面積が確保されている場合には、原則として低水護岸等の河川工事を行わないこととする。さらに必要に応じ、河川工事を行う場合については、水際の多様な環境に十分配慮した対策を行う。

加えて、堤防については、既設の堤防及び護岸の構造、質的状況等を調査するとともに、築堤や堤防強化対策が必要となる場合には、堤防法面を表のり裏のりとも一枚のりとし、浸透、侵食、越水及び地震に対する技術検討を加え、安全性を向上させた信頼性の高い構造とする。

整備途上段階での安全度の向上を図るため、小河内ダム等の既存施設の有効利用を図るとともに、流域内の洪水調節施設の設置についても調査・検討を行う。

(1) 多摩川本川

① 河道断面の確保対策

戦後最大規模（整備計画目標流量規模）の洪水を安全に流下させるため施設管理者と連携して堰の対処及び堰上流部の河道掘削・浚渫等を行う河道断面確保対策を推進する。特に、多摩川本川の中で、氾濫域が大きく、狭さく部で土砂の堆積により河道断面積が不足している石原地点周辺の流下能力を確保するために、直下流の二ヶ領上河原堰の対策を早急に行い、当該区間の河道掘削・浚渫等を行う。また、その他の堰については、阻害率、治水効果、上下流のバランスを総合的に勘案し順次その対処を行う。なお、予期しない災害が発生した場合には、その堰の対策を緊急に講じる。

堤防の必要な幅や高さが不足している調布市多摩川地先等の区間においては、河川管理施設等構造令等を踏まえて築堤を実施する。また、上丸子陸閘等の陸閘については、その解消を図る。

洪水を安全に流下させる観点から著しく治水上の支障となる橋梁や、老朽化等により機能に不安のある樋門等については、施設管理者に対し適切な対処を行うよう指導する。

また、高潮の発生による災害の防止又は軽減のため、河口から六郷橋までの高潮区間において高潮堤防の整備等必要な対策を実施する。

表-2-2-1 河道断面の確保対策に係る主要な河川工事の種類、
 施行の場所、設置される河川管理施設等の機能等

工事の種類	施行の場所	設置（改築、撤去）される 河川管理施設等		摘 要
			機能の概要	
堰対策	表2-2-2参照	堰	—	詳細な対策検討 を踏まえ実施
河道掘削	表2-2-2参照		河道断面の確保	堰対策上流区間
築堤	表2-2-3参照	堤防	河道断面の確保	一部完成
陸閘対策	表2-2-3参照	陸閘（撤去）	洪水時の安全性 向上	
樋門対策	・世田谷区玉川 (左岸18.0k)	樋門	—	附帯工事 (谷川排水樋管)
高潮対策	・大田区本羽田～東六郷 (左岸3.1k～5.6k) ----- ・川崎市川崎区殿町～旭町 (右岸0.0k～5.6k)	高潮堤防 等	高潮災害防止	-----

※今後の災害の発生や調査結果及び施設管理者との協議等により、新たに河川工事が必要となる場合がある

表-2-2-2 堰対策・河道掘削（河道断面の確保対策）に係る施行の場所

施行の場所（堰対策）		堰 名	堰の管理者
・川崎市多摩区上布田	25.8k	二ヶ領上河原堰（阻害率37%）	川崎市
・稲城市大丸	32.4k	大丸用水堰（阻害率44%）	大丸用水土地改良区
・日野市新井	38.2k	四谷本宿堰（阻害率26%）	府中市西府用水組合
・昭島市拝島	47.8k	昭和用水堰（阻害率53%）	立川・昭島用水土地改良区
・羽村市羽東	53.8k	羽村取水堰（阻害率75%）	東京都
施行の場所（河道掘削）		摘 要	
・川崎市多摩区上布田～矢野口		二ヶ領上河原堰上流約2km区間	
・稲城市大丸～多摩市連光寺		大丸用水堰上流約1km区間	
・日野市新井～万願寺		四谷本宿堰上流約0.8km区間	
・昭島市拝島～あきる野市小川		昭和用水堰上流約0.4km区間	
・羽村市羽東～羽加美		羽村取水堰上流約0.4km区間	

表-2-2-3 築堤・陸閘対策（河道断面の確保対策）に係る施行の場所

施行の場所（築堤）		摘 要
○右 岸	(区間)	
・川崎市川崎区殿町～大師河原	0.0k～ 3.2k	
・川崎市川崎区旭町～本町	4.8k～ 6.5k	
・川崎市幸区戸手～古市場	6.9k～ 9.7k	
・川崎市中原区上平間～小杉	10.3k～14.2k	
・川崎市中原区等々力～宮内	15.6k～17.1k	
・川崎市高津区二子～多摩区下布田	18.1k～25.9k	

表-2-2-3 築堤（河道断面の確保対策）に係る施行の場所

施行の場所（築堤）		摘要	
○右岸 ・稲城市大丸 ・多摩市関戸 ・日野市石田～八王子市小宮町 ・八王子市平町～高月町 ・八王子市高月町～あきる野市平沢 ・あきる野市平沢 ・羽村市羽～青梅市友田町	(区間)		
	30.6k～31.2k		
	34.9k～36.1k		
	37.1k～43.3k		
	44.9k～45.9k		
	48.1k～50.1k		
	54.6k～55.7k		
○左岸 ・大田区西六郷一丁目～下丸子二丁目 ・大田区田園調布本町～世田谷区玉堤一丁目 ・世田谷区上野毛～玉川 ・世田谷区喜多見～狛江市駒井 ・調布市多摩川 ・府中市住吉二丁目～四谷三丁目 ・立川市柴崎町～富士見町 ・昭島市福島町～宮沢町 ・昭島市宮沢町～昭島市拝島町 ・福生市加美～羽村市川崎 ・羽村市羽加美	8.2k～10.0k		
	12.3k～14.9k		
	17.1k～18.6k		
	20.5k～22.2k		
	26.6k～27.7k		
	34.5k～36.2k		
	40.9k～42.5k		
	43.2k～43.7k		
	44.7k～48.2k		
	52.5k～53.2k		
	54.8k～55.2k		
施行の場所（陸閘対策）		陸閘名	陸閘の管理者
・川崎市中原区上丸子	13.0k右岸	上丸子陸閘	川崎市
・世田谷区鎌田	18.6k左岸	久地陸閘	世田谷区
・調布市多摩川	26.8k左岸	調布市第一陸閘	調布市
・調布市多摩川	27.4k左岸	調布市第四陸閘	調布市

②堤防等の安全性向上対策

河川の流況等により堤防防護に必要な河川敷幅が確保できない川崎市戸手地先や、高速流の発生により低水部の洗掘のおそれがある稲城市大丸地先等においては、水衝部・洗掘対策として強固な低水護岸等の対策を行う。また、国立市谷保地先など過去の洪水の実績等により漏水のおそれがある箇所及び浸透・侵食等に関する堤防の点検により対策が必要となる区間については、堤防強化対策や漏水対策を実施する。

なお、堤防等の安全性向上にあたっては、全川にわたり、必要性、緊急性、利用面、景観及び環境面等を総合的に判断して必要な堤防強化対策を行う。

表-2-2-4 堤防等の安全性向上対策に係る主要な河川工事の種類、施行の場所、設置される河川管理施設

工事の種類	施行の場所	設置（改築）される河川管理施設		摘要
		機能の概要		
堤防強化対策	直轄管理区間	高水護岸、 緩傾斜堤 等	堤防防護	

表-2-2-4 堤防等の安全性向上対策に係る主要な河川工事の種類、
 施行の場所、設置される河川管理施設等

工事の種類	施行の場所	設置（改築）される		摘 要
		河川管理施設	機能の概要	
高水護岸整備	表-2-2-5, 6参照	高水護岸 等	堤防防護	
漏水対策	・ 国立市谷保（左岸38.1k～38.4k） ・ 羽村市羽加美（左岸54.7k～55.1k）	漏水対策工 等	堤防防護	
水衝部対策	表-2-2-5, 6参照	低水護岸、 根固 等	河岸洗掘 防止	

※今後の災害の発生や調査結果により、新たに河川工事が必要となる場合がある

表-2-2-5 高水護岸整備、水衝部対策（堤防等の安全性向上対策）に係る施行の場所

施行の場所（高水護岸整備）		摘 要
○右 岸	(区 間)	
・ 川崎市川崎区殿町～中瀬	0.0k～ 3.4k	一部完成
・ 川崎市川崎区旭町～中原区中丸子	5.2k～11.2k	
・ 川崎市中原区下丸子八幡町	12.7k～12.9k	
・ 川崎市中原区上丸子天神町～高津区諏訪	13.6k～17.2k	一部完成
・ 川崎市高津区溝口～久地	18.4k～19.2k	一部完成
・ 川崎市高津区宇奈根～多摩区堰	20.0k～20.6k	
・ 川崎市多摩区登戸	22.2k～23.0k	
・ 川崎市多摩区登戸～中野島	23.6k～24.2k	
・ 川崎市多摩区中野島～稲城市押立	25.0k～28.4k	
・ 稲城市押立～稲城市大丸	29.4k～32.6k	一部完成
・ 多摩市関戸～日野市落川	34.4k～36.8k	一部完成
・ 日野市新井～万願寺	38.0k～38.4k	一部完成
・ 日野市万願寺～栄町	39.4k～43.0k	
・ 八王子市小宮町	43.6k～44.6k	
・ 八王子市平町～丸山町	45.2k～45.6k	
・ 昭島市拝島町	46.2k～46.8k	一部完成
・ あきる野市小川東	49.3k～49.5k	
・ あきる野市平沢	50.2k～51.0k	一部完成
・ あきる野市草花	51.8k～54.4k	一部完成
○左 岸		
・ 大田区羽田～南六郷	1.6k～ 4.2k	一部完成
・ 大田区西六郷～田園調布	6.8k～14.0k	一部完成
・ 世田谷区玉堤	14.5k～14.7k	
・ 世田谷区玉堤～野毛	15.4k～16.4k	一部完成
・ 世田谷区玉川～宇奈根	18.2k～19.4k	
・ 世田谷区宇奈根	20.3k～20.5k	
・ 狛江市駒井	21.4k～21.8k	
・ 狛江市猪方～調布市染地	22.6k～25.0k	一部完成
・ 調布市染地～府中市是政	25.6k～31.8k	一部完成
・ 府中市矢崎町～立川市錦町	32.6k～40.2k	
・ 立川市柴崎町～昭島市拝島町	41.2k～46.6k	一部完成
・ 昭島市拝島町	47.2k～48.0k	一部完成
・ 福生市南田園	49.0k～49.8k	
・ 福生市北田園	51.0k～52.0k	
・ 福生市福生～羽村市羽加美	52.6k～55.0k	一部完成

表-2-2-6 高水護岸整備、水衝部対策（堤防等の安全性向上対策）に係る施行の場所

施行の場所（水衝部対策）		摘要	
○右岸	(区間)		
	・川崎市川崎区殿町～大使河原	0.0k～2.6k	
	・川崎市川崎区大使河原～中瀬	3.0k～3.4k	
	・川崎市川崎区鈴木町～小向町	4.4k～7.4k	
	・川崎市中原区上平間	10.2k～10.8k	
	・川崎市中原区上丸子八幡～上丸子天神町	13.0k～13.4k	
	・川崎市中原区等々力	14.0k～14.4k	
	・川崎市高津区溝口～久地	18.4k～18.8k	
	・川崎市高津区宇奈根～多摩区堤	20.2k～20.6k	
	・川崎市多摩区宿河原～登戸	22.0k～23.0k	
	・川崎市多摩区中野島～菅	24.8k～27.0k	
	・稲城市押立～稲城市大丸	29.0k～30.0k	
	・稲城市大丸	31.2k～32.6k	
	・多摩市関戸	34.2k～35.2k	
	・多摩市一ノ宮～日野市百草	36.0k～36.8k	
	・日野市新井～東常安寺	37.8k～40.0k	
	・日野市日野～栄町	41.0k～42.0k	
	・日野市栄町	42.5k～42.7k	
	・八王子市小宮町～平町	44.6k～45.4k	
・八王子市高月町	47.8k～48.4k		
・あきる野市二宮	50.2k～50.8k		
・あきる野市草花～青梅市友田町	53.0k～55.4k		
○左岸	・大田区羽田～本羽田	1.6k～2.8k	
	・大田区南六郷	3.8k～4.0k	
	・大田区西六郷～矢口	7.8k～8.6k	
	・大田区矢口	9.4k～9.6k	
	・大田区田園調布本町～田園調布	12.8k～13.4k	
	・世田谷区玉堤	15.5k～15.7k	
	・世田谷区野毛～玉川	16.4k～18.2k	
	・世田谷区宇奈根	19.5k～19.7k	
	・狛江市駒井	21.2k～21.4k	
	・狛江市猪方～調布市染地	22.0k～24.4k	
	・調布市染地～多摩川	25.0k～26.2k	
	・調布市多摩川～府中市押立町	26.8k～29.2k	
	・府中市是政～南町	32.0k～33.0k	
	・府中市南町～国立市谷保	34.6k～38.6k	
	・立川市錦町～柴崎町	39.6k～40.4k	
	・昭島市郷地町～昭島市宮沢町	42.4k～43.8k	
	・昭島市大神町	44.8k～45.4k	
	・昭島市拝島町	46.6k～48.0k	
	・福生市熊川～南田園	49.0k～50.0k	
	・福生市北田園～羽村市羽中	50.8k～54.2k	
	・羽村市羽加美	54.8k～55.0k	

③総合的な治水対策

人口、資産が極めて高度に集積し都市化の進展した本川流域の特性に鑑み、流域の保水・遊水機能の保全・改善対策の支援を行うとともに、警戒避難体制や情報伝達の充実、土地利用の適正化誘導、住まい方の工夫、越水しても被害を最小限にする対策及び防災教育等を関係機関や地域住民等と連携して推進する。

④超過洪水対策

破堤による流域の壊滅的な被害を回避するなど危機に備えたまちづくりを積極的に支援するため、超過洪水対策を推進する。特に、首都圏の壊滅的な被害の防止のため設定した河口から日野橋までの高規格堤防整備対象区間（支川背水区間を含む）に関しては、河口から左岸・丸子橋、右岸・第三京浜多摩川橋梁付近までを「推奨区間」として、高規格堤防整備とまちづくりの一体的整備について、まちづくりの構想を提案や検討を進める。その上で、整備に向けての機運を高めていくとともに、関係者の合意が得られた地区について整備を推進する。また、その上流から日野橋までは「候補区間」とし、地域のまちづくりの機運や諸動向を勘案し、まちづくりとの一体的な整備の検討を進める。その上で、関係者の合意が得られた地区について整備を推進する。

なお、高規格堤防の整備にあたっては、市街地整備との綿密な連携を図るために、計画づくりのための連絡調整を図る「多摩川沿川整備協議会」の設立運営やまちづくりボランティア活動との連携を図るとともに減災型まちづくり対策の支援を行う。

表-2-2-7 高規格堤防整備対象区間

区 間	河 川		自	至
高規格堤防 整備推奨区間	多摩川	左 岸	海老取川合流点	丸子橋
		右 岸	河 口	第三京浜多摩川橋梁
高規格堤防 整備候補区間	多摩川	左 岸	丸子橋	日野橋
		右 岸	第三京浜多摩川橋梁	日野橋

表-2-2-8 超過洪水対策に係る主要な河川工事の種類、施行の場所、設置される河川管理施設等

工事の種類	施行の場所	設置される河川管理施設		摘 要
			機能の概要	
高規格堤防整備	表-2-2-9参照	高規格堤防 等	洪水時の安全性向上	

表-2-2-9 超過洪水対策に係る施行の場所

施行の場所		摘 要
○右岸 ・川崎市川崎区大師河原 ・川崎市幸区戸手 ・川崎市幸区古市場 ・稲城市矢野口 ・稲城市大丸 ・日野市東町	(区間)	大師河原 JCT整備事業 民間建物整備事業等 一部完成 古市場小学校改築事業 矢野口駅周辺土地区画整理事業 北緑地公園整備事業 日野市東町土地区画整理事業
	3.0k付近	
	7.0k付近	
	9.3k付近	
	28.8k付近	
	30.0k付近	
○左岸 ・大田区下丸子 ・調布市染地	9.7k付近	民間建物整備事業等 グラウンド等整備事業 一部完成
	25.5k付近	

(上記は平成12年度末までに整備の推進または目指す地区として話が進められている地区である。)

⑤広域防災対策

多摩川流域では、人口、資産等の集積が進んでいるために、ひとたび洪水等により破堤した場合には、甚大な被害が想定される。また、多摩川流域のほとんどは「南関東地域直下の地震により著しい被害を生じるおそれのある地域」に指定されており、大規模な地震による河川管理施設や流域市街地の被災が想定される。このため、震災発生時に防災施設や被災地域等との確実な連絡を図るための緊急的な輸送路として、河川環境に配慮しつつ緊急用河川敷道路の整備を行う。また、洪水、高潮時には氾濫被害を最小限に抑える活動拠点となり、震災時には被害の円滑な復旧・復興の支援拠点となる地域防災活動拠点（水防拠点及び河川防災ステーション）を整備する。なお、地域防災活動拠点の整備にあたっては、関係自治体と連携を図るとともに、東西方向の主要道路と緊急用河川敷道路の結節点周辺部等を候補地とし、高規格堤防の整備等に併せた効率的な整備を推進する。

さらに、緊急車両が堤防上を往来可能とするための車両交換場所等の整備を推進するとともに、海上から多摩川を通じた物資の搬入・荷揚げを可能とする緊急用船着場の整備や、航空輸送を行うための河川敷ヘリポートなど陸上輸送の代替手段確保のための施設整備を推進する。

越水による洗堀の防止や氾濫流による破堤部の拡大防止など減災対策として、樹林帯を整備する。また、八王子市高月地先及び羽村市羽中地先から羽村市羽地先においては、霞堤により遊水する地区として、遊水機能の確保を前提とした土地利用誘導等の施策を関係自治体と連携して行う。

河川情報を瞬時に把握し、防災活動の初期からの確かつ迅速な対応を可能とするため、光ファイバなどを用いた情報通信機能を整備するとともに高度情報機器を配備し、防災機関、沿川自治体等との双方向の情報交換も含めた情報収集提供体制の充実を図る。

表-2-2-10 広域防災対策に係る主要な河川工事の種類、施行の場所、設置される河川管理施設等

工事の種類	施行の場所	設置される河川管理施設等		摘要
			機能の概要	
地域防災活動拠点整備 ・河川防災ステーション ・水防拠点	昭島市田中町等 6箇所 羽村市羽中等 15箇所	水防作業ヤード、 備蓄資材、 水防センター、 車両交換場所、 ヘリポート 等	洪水、震災時における災害対策支援	施行の場所、設置される河川管理施設等については、地域住民、自治体等と調整を図る。
樹林帯整備	日野橋から上流の区間	樹林帯	堤防破堤時の洪水氾濫流の抑制	
緊急用河川敷道路整備	大田区羽田～昭島市拝島町 (左岸1.5k～46.3k) 川崎市殿町～八王子市平町 (右岸0.1k～46.2k)	緊急用河川敷道路 (一部完成)	震災発生時の緊急輸送路確保	
緊急用船着場整備	川崎市	緊急用船着場	震災発生時の緊急輸送路確保	施行の場所の詳細は今後検討
情報通信機能整備	大田区羽田～青梅市青梅 (左岸1.8k～61.8k) 川崎市殿町～青梅市畑中 (右岸0.1k～61.8k)	光ファイバ、 情報コンセント 等 (概ね1km間隔で設置)	災害情報等の送受信体制確保	一部既設
第二種側帯整備	直轄管理区間 (多摩川及び大栗川) ただし、高規格堤防整備完了区間を除く	第二種側帯	洪水発生時等における資材確保等	必要に応じ整備を実施

(平成12年度末見込み)

(2) 浅 川

①河道断面の確保対策

戦後最大規模（整備計画目標流量規模）の洪水を安全に流下させるため、石田床固や長沼床固等の河川管理施設の改築・撤去、及び長沼床固上流部等での河道掘削を行う。また、流域の地層は上総層群の分布により、河道においていわゆる土丹の露出している箇所が見られるため、これを考慮した河床変動調査による将来河床の予測や侵食、剥離、水跳ね等を考慮した河床安定対策等を検討し、適切な対処を行う。

堤防の必要な幅や高さが不足している日野市新井地先等の区間においては、河川管理施設等構造令等を踏まえて築堤を実施するとともに、築堤に伴って改築が必要な樋門については、施設管理者と協議の上、新設、改築又は撤去する。

洪水を安全に流下させる観点から著しく治水上の支障となる橋梁や老朽化等により施設の安全性が確保できない樋門等については、施設管理者に対し適切な対処を行うよう指導する。

表-2-2-11 河道断面の確保・施設対策に係る主要な河川工事の種類、
施行の場所、設置される河川管理施設等の機能等

工事の種類	施行の場所	設置（改築、撤去）される河川管理施設等		摘 要
		機能の概要		
床止対策	表2-2-12参照	床止 (撤去等含む)	河床の安定	
河道掘削	表2-2-12参照		河道断面の確保	
築堤	表2-2-13参照	堤防	河道断面の確保	
樋門対策	表2-2-14参照	樋門 (撤去等含む)	—	

※今後の災害の発生や調査結果及び施設管理者との協議等により、新たに河川工事が必要となる場合がある

表-2-2-12 床止対策・河道掘削（河道断面の確保・施設対策）に係る施行の場所

施行の場所（床止対策）		床止名	摘 要
・日野市落川	0.0k	百草床固	改築
・八王子市長沼町	7.0k	長沼床固	改築
・八王子市長沼町	7.2k	湯殿川床固	新築
・八王子市北野町	8.1k	西平山床固	改築
・八王子市北野町	8.4k	山田川床固	新築
・日野市新井	0.4k	新井床固	撤去
・日野市石田	0.8k	石田床固	撤去
施行の場所（河道掘削）		区 間	
・日野市落川～新井		0.0k～1.7k	
・八王子市長沼町～大和田町		7.0k～8.2k	

表-2-2-13 築堤（河道断面の確保・施設対策）に係る施行の場所

施行の場所（築堤）		摘要
○右岸 ・日野市新井～高幡 ・日野市南平 ・日野市南平～平山 ・八王子市長沼町 ・八王子市長沼町～北野町 ・八王子市明神町 ・八王子市元横山町～元本郷町	(区間)	
	1.4k～2.2k	一部完成
	3.7k～3.9k	
	4.3k～5.9k	一部完成
	7.1k～7.2k	
	7.9k～8.6k	一部完成
	9.1k～9.8k	一部完成
10.3k～13.0k		
○左岸 ・日野市上田 ・日野市豊田 ・日野市東平山 ・日野市西平山 ・日野市西平山 ・八王子市北野町 ・八王子市大和田町 ・八王子市暁町～中野上町	2.4k～2.6k	
	4.2k～4.7k	
	5.4k～5.5k	無堤区間
	6.0k～6.1k	無堤区間
	7.3k～7.4k	無堤区間
	8.0k～8.1k	無堤区間
	9.3k～10.2k	一部完成
	10.7k～13.0k	一部完成

表-2-2-14 樋門対策（河道断面の確保・施設対策）に係る施行の場所

施行の場所（樋門対策）		樋管名	樋管の管理者
・日野市東平山	5.4k左岸	新設	日野市
・日野市西平山	6.1k左岸	新設	〃
・日野市西平山	7.4k左岸	上村用水樋管（撤去）	〃
・八王子市北野町	8.0k左岸	川北用水樋管（改築）	〃

②堤防等の安全性向上対策

高速流の発生により低水部の洗掘のおそれがある日野市石田地先等において、水衝部洗堀対策として強固な低水護岸等の対策を行う。また、築堤に伴い、日野市高幡地先等の区間において高水護岸の整備を行う。

なお、堤防等の安全性向上にあたっては、全川にわたり、必要性・緊急性・利用面・景観及び環境面等を総合的に判断して必要な堤防強化対策を行う。

さらに、湯殿川合流点上流の特殊防御区間については、特に洪水時の堤防の安全性の確保が十分ではない箇所において、河川敷造成等必要な対策を行う。

表-2-2-15 堤防等の安全性向上対策に係る主要な河川工事の種類、
 施行の場所、設置される河川管理施設等

工事の種類	施行の場所	設置（改築）される		摘 要
		河川管理施設	機能の概要	
堤防強化対策	直轄管理区間（必要に応じ対策）	高水護岸、 緩傾斜堤 等	堤防防護	
高水護岸整備	表2-2-16参照	高水護岸 等	堤防防護	
水衝部対策	湯殿川合流部下流（表2-2-16参照）	低水護岸、 根固 等	河岸洗掘 防止	
	湯殿川合流部上流（表2-2-16参照） 【特殊防護区間】	低水護岸、根固 河川敷造成 等		

※今後の災害の発生や調査結果等により、新たに河川工事が必要となる場合がある

表-2-2-16 高水護岸整備、水衝部対策（堤防等の安全性向上対策）に係る施行の場所

施行の場所（高水護岸整備）		摘 要
○右 岸	(区 間)	一部完成 一部完成
・日野市新井～高幡	1.4k～2.2k	
・日野市南平	3.7k～3.9k	
・日野市南平～平山	4.3k～5.2k	
・八王子市長沼町	7.1k～7.2k	
・八王子市明神町	9.1k～9.8k	
・八王子市元横山町～元本郷町	10.3k～13.0k	
○左 岸	(区 間)	無堤区間 無堤区間 無堤区間 無堤区間 一部完成, 既存改築
・日野市豊田	4.2k～4.7k	
・日野市東平山	5.4k～5.5k	
・日野市西平山	6.0k～6.1k	
・日野市西平山	7.3k～7.4k	
・八王子市北野町	8.0k～8.1k	
・八王子市大和田町	9.3k～10.2k	
・八王子市暁町～中野上町	10.7k～12.2k	
施行の場所（水衝部対策；湯殿川合流部下流区間）		摘 要
○右 岸	(区 間)	一部完成 一部完成
・日野市石田～上田	0.8k～2.6k	
・日野市川辺堀之内～豊田	2.9k～4.6k	
・日野市東平山～八王子市長沼町	5.3k～7.2k	
○左 岸	(区 間)	一部完成
・日野市石田～新井	0.4k～1.6k	
・日野市上田～東豊田	2.5k～3.9k	
・日野市豊田	4.6k～5.3k	
・日野市東平山～西平山	5.8k～6.1k	
・日野市西平山	6.9k～7.4k	
施行の場所（水衝部対策；湯殿川合流部上流区間【特殊防護区間】）		摘 要
○右 岸	(区 間)	一部完成 一部完成
・八王子市長沼町～明神町	7.2k～10.0k	
・八王子市元横山町	10.4k～10.8k	
・八王子市元横山町～元本郷町	11.2k～12.4k	
○左 岸	(区 間)	
・八王子市長沼町	7.4k～7.6k	
・八王子市北野町	7.9k～8.1k	
・八王子市大和田町～中野上町	9.6k～11.5k	
・八王子市中野上町	12.2k～12.4k	

③総合的な治水対策

急勾配で洪水が一気に流下するうえ、市街地が中・下流域に集中している浅川流域の特性に鑑み、上流域の開発に伴う土砂等の流出抑制対策や、雨水の保水・遊水機能の保全・改善対策の支援、土地利用の適正化誘導を行う。また、中・下流域においては、住まい方の工夫等、破堤・越水による被害を最小限にする対策、及び洪水到達時間が早いことを念頭に置いた警戒避難体制や情報伝達の充実等を関係機関や地域住民等と連携して行う。

④広域防災対策

浅川流域でも本川流域同様、人口、資産等の集積が進んでいるために、ひとたび洪水等により破堤した場合には、甚大な被害が想定されるとともに、流域全体が「南関東地域直下の地震により著しい被害を生じるおそれのある地域」に指定されており、大規模地震による河川管理施設や流域市街地の被災が想定される。このため、洪水時には氾濫被害を最小限に抑える活動拠点となり、震災時には被害の円滑な復旧・復興の支援拠点となる地域防災活動拠点（水防拠点及び河川防災ステーション）を関係自治体と連携して整備を推進する。

また、緊急車両が堤防上を往来可能とするための車両交換場所等の整備を推進するとともに、越水による洗堀の防止や氾濫流による破堤部の拡大防止など減災対策として、樹林帯を整備する。

さらに、河川情報を瞬時に把握し、防災活動の初期からの確かつ迅速な対応を可能とするため、光ファイバなどを用いた情報通信機能を整備するとともに高度情報機器を配備し、情報収集提供体制の充実を図る。

表-2-2-17 広域防災対策に係る主要な河川工事の種類、施行の場所、設置される河川管理施設等

工事の種類	施行の場所	設置（改築）される河川管理施設		摘要
			機能の概要	
地域防災活動拠点整備 ・水防拠点	日野市東豊田等2箇所	水防作業ヤード、資機材備蓄、車両交換場所等	洪水時における災害対策支援	施行の場所、設置される河川管理施設等については、地域住民、自治体等と調整を図る。
樹林帯整備	直轄管理区間	樹林帯	堤防破堤時の洪水氾濫流の抑制	一部既設
情報通信機能整備		光ファイバ情報コンセント等 (概ね1km間隔で設置)	災害情報等の送受信体制確保	
第二種側帯整備		第二種側帯	洪水発生時等における資材確保等	必要に応じ整備を実施

第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の確保に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、多摩川の流量の挙動や本支川浄化機能の総合的評価、面源負荷状態の挙動、地下水状態の挙動、雨水状態、有害化学物質・病原性微生物の実態、生物の生息・生育等の状況、下水道処理水の流下状態の挙動等について関係機関等と一体となって調査・研究を行う。その結果を踏まえ、多摩川の水流として有すべき水量とその変動及び水質などを明らかにし、流域自治体、関係機関及び地域住民と連携を図りながら目標値の決定を行うとともに、河川整備計画の見直しを行って必要な施策を講じる。

また、河川水の適正な利用を図るための技術・システムの研究・開発を行うとともに、水源の手当についても必要な調査を行うほか、異常渇水時や河川とのふれあい時も含めた河川水の利用価値や平常時の環境用水及び危機時の防災用水としての河川水の存在価値など水に関する経済的検討を含めた調査を行う。

さらに、諸外国の流域における水循環系の管理実態を参考としつつ、健全な水循環系の実現に向けた統合的流水管理対策を立案し適切な施策を講じる。また、これにかかわる産・官・学・民の取組に対して積極的な支援を行う。

多摩川は、都市化に伴う水問題に直面する諸外国への貴重な教訓がたくさんあることから、多摩川での水循環系の実態や各種の研究成果を世界に伝えていく。

第3項 河川環境の整備に関する事項

河川環境の整備に関しては、河川水辺の国勢調査等、継続的な環境モニタリングを実施し、生態系等の自然の営みについて知識を深め、新しい知見を踏まえながら、整備内容を見直しつつ対策を実施する。

また、「多摩川流域リバーミュージアム」の実現に向けて、自治体、市民団体等と連携し、川の一里塚等の人と川のふれあい関連施設、市民活動拠点及び情報伝達体制の整備を行うとともに、自然学習や文化芸術活動等の支援、並びに自然、歴史・文化及び防災等の情報の収集・提供を可能とするシステムの構築を行う。

(1) 生態系保全回復関連対策

多摩川らしい豊かな自然環境を保全・回復するため、河道内においては多自然型川づくりを推進する。このため、ワンド等の整備や生物の生息・繁殖地となる瀬と淵及び河原などの確保に努める。また、魚類等の生息環境の連続性を確保するため、堰等において魚道の設置を行う。

さらに、ランド等が連続する人工系空間においては利用区域の境界部等にその場の潜在能力に対応した樹木や草木を植栽した連続的な緑地帯を創出し、生態系の回復を図る河川敷生態系回廊（以下、「リバービオコリドー」という。）の整備を占有者と一体となって実施する。

加えて、生態系保持空間においては、必要に応じ河川生態学術研究地区（福生市永田地先）のように、本来の生態系の回復に向けた対策を行う。

河川は流域の中で多様な生物を育む基軸を構成していることから、流域の森林田畑や「水と緑のネットワーク」等と有機的に結ぶビオトープネットワーク形成の支援を図ることによって、流域の生物多様性の回復を図る。その対策にあたっては、地域住民、関係自治体及び関連機関等と連携して行う。

表-2-2-18 生態系保全回復関連対策に係る主要な河川管理施設等の配置の基本的な考え方

設置される河川管理施設等	配置の基本的な考え方
ワンド	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の良好な保全・回復が可能な箇所 ・治水上問題のない箇所 ・長期間保存可能な箇所
リバービオコリドー	・グラウンド等が連続する人工系空間において利用区域の空隙部分
魚道	・魚類の遡上・降下の障害となる堰、護床工等設置箇所及び支川や水路と本川との合流箇所等

表-2-2-19 生態系保全回復関連対策に係る主要な河川工事の種類、施行の場所、設置される河川管理施設等

河川工事の種類	施行の場所	設置される河川管理施設等		摘要
		施設等	機能の概要	
ワンドの整備	直轄管理区間	ワンド	生物の生息環境の確保	実施主体及び施行の詳細な場所については、地域住民、自治体等と調整を図る
リバービオコリドーの整備		リバービオコリドー		
魚道の整備	川崎市中原区上丸子天神町 (13.2k)	魚道	生物の生息環境の連続性の確保	
	調布取水堰 (施設管理者：東京都水道局)			
	府中市是政 (32.4k)			
	大丸用水堰 (施設管理者：大丸用水土地改良区)			
	日野市栄町 (41.4k)			
	JR中央線護床工 (施設管理者：東日本旅客鉄道株式会社)			
	八王子市小宮町 (44.8k)			
	JR八高線護床工 (施設管理者：東日本旅客鉄道株式会社)			
	(左岸) 昭島市大神町 (45.2k) (右岸) 八王子市平町 (45.2k)			
	日野用水堰 (施設管理者：日野用水組合)			
羽村市羽東 (53.8k)	平成13年度末完成予定			
羽村取水堰 (施設管理者：東京都水道局)				
奥多摩町棚沢 (79.0k)				
白丸ダム (施設管理者：東京都交通局)	実施主体及び施行の場所については、必要性を今後検討の上決定			
直轄管理区間のうち、環境モニタリング調査による機能評価及び堰、護床工等の改築等により魚道の対応 (新設・改築) が必要とされる箇所				

(2) 水環境関連対策

水環境関連対策については、多摩川が有すべき水量とその変動及び水質等の水流の実態を把握するよう努める一方、人と川がふれあえる多摩川を目指して、必要に応じ河川浄化施設や底泥浚渫等の水質改善対策及び水量確保対策を実施し、良好な水量とその変動及び水質 (底質を含む) の実現を目指す。

また、内分泌攪乱化学物質やダイオキシン類等の人体及び生物に影響をおよぼす化学物質や病原性微生物等についても関係機関と連携して調査・研究を推進し、必要な対策を実施する。

さらに、東京湾の汚濁対策として関係機関と協力し東京湾への流入負荷量の削減を図る。

(3) 人と川のふれあい関連対策

多摩川を訪れる人々の、水辺への経路を確保するため、「岸辺の散策路」を整備するとともに、約2km間隔で堤防上に緑陰や水洗トイレ等を有した平場を設け「川の一里塚」として整備を行う。

「川の一里塚」については、平常時には来訪者の憩いの場として人と川のふれあい増進に資するだけでなく、洪水発生時などの緊急時には水防資材や関連機材の確保の場として利用する。

また、「岸辺の散策路」や「川の一里塚」等を「水と緑のネットワーク」として位置づけ、流域内の公園・寺社等の緑地や水路等と有機的に結びつけることにより、中・下流域の都市部における自然豊かな環境と人のふれあいを増進する。

さらに、川によって隔てられた兩岸を結び地域の交流に資するとともに、震災時の通行機能を確保する「渡し」の復活を支援する。

加えて、地元自治体等からの桜づつみの整備に関する要望に対しては、堤防の強化及び第二種・三種側帯整備とあわせて、良好な水辺環境の創出の観点から対処する。

流域の都市化の進展等に伴い、多摩川は都市に残された貴重な散策、レクリエーションなどの場となっており、流域の内外を問わず多くの人々に利用されている。首都圏に残された広大な水と緑の空間である多摩川に対する利用者のより一層の利便性を向上させるために、河道外において河川利用者用の駐車場（以下、河道外駐車場という。）の確保に努める。

また、多摩川の自然環境や水辺を地域の子供たちや人々の遊びや自然学習の場として活用できるように、極力自然を生かした水辺の整備を行うとともに、「水辺再発見プロジェクト」等の啓発活動をはじめとして、ふれあい増進に関わる市民活動の支援を行う。

表-2-2-20 人と川のふれあい関連対策に係る主要な河川管理施設等の配置の基本的な考え方

設置される河川管理施設等	配置の基本的な考え方
岸辺の散策路	<ul style="list-style-type: none"> ・河岸沿いに配置を基本とする ・本川及び浅川の各左右岸に配置する ・流入水路、水衝部、地形等の治水上制約のある区間や、生態系保持空間は原則として除外する。
緑陰・川の一里塚	<ul style="list-style-type: none"> ・本川及び浅川の兩岸の堤防沿いに設置を基本とする ・2kmに1箇所整備を基本とする
渡し場	<ul style="list-style-type: none"> ・昔の渡し場を候補地とする。
水辺の楽校	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校等が近接する場所 ・自然環境が比較的良好な箇所 ・各区市に1箇所程度に配置を基本とする

表-2-2-21 人と川のふれあい関連対策に係る主要な河川工事の種類、施行の場所、設置される河川管理施設等

河川工事の種類	施行の場所	設置される河川管理施設等		摘要
			機能の概要	
岸辺の散策路整備	直轄管理区内	岸辺の散策路 約46km、33区間	水空間の確保	実施主体及び施行の詳細な場所については、地域住民、自治体等と調整を図る
緑陰整備		緑陰 計71箇所	親水空間の確保	
川の一里塚整備		川の一里塚、 計54箇所	親水空間の確保	
渡し復活支援対策		渡し場 候補地35箇所のうち 数箇所	対岸との交流基盤の確保	
水辺の楽校基盤整備		水辺の楽校 計16箇所	親水空間の確保	

(4) 福祉関連対策

少子高齢化社会の到来を踏まえ、利用者、福祉関係機関、地元自治体等と連携調整を図りながら多摩川の諸施設に係る点検や利用実態モニタリングを行い、利用ニーズと合致したバリアフリー化を推進する。

特に、高齢者、障害者や車椅子利用者などが容易に川に近づけるよう緩傾斜坂路（スロープ）の整備を行うとともに、多摩川を訪れる全ての利用者が容易に利用できる構造の水洗トイレの整備や、河道外駐車場において高齢者、障害者等が優先して駐車できる区画を確保する。

表-2-2-22 福祉関連対策に係る主要な河川管理施設等の配置の基本的な考え方

設置（改築）される河川管理施設等	配置の基本的な考え方
水洗トイレ（障害者用を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・本川及び浅川の両岸の堤防沿いに設置 ・2kmに1箇所整備を基本
緩傾斜坂路（スロープ）	<ul style="list-style-type: none"> ・河川利用の多い箇所

表-2-2-23 福祉関連対策に係る主要な河川工事の種類、施行の場所、設置される河川管理施設等

河川工事の種類	施行の場所	設置される河川管理施設等		摘要
			機能の概要	
水洗トイレ整備	直轄管理区内	水洗トイレ （障害者用を含む） 計64箇所	利用者の福祉増進	実施主体及び施行の詳細な場所については、地域住民、関係福祉団体、自治体等と調整を図る
緩傾斜坂路整備		緩傾斜坂路（スロープ） 計84箇所		

(5) 歴史文化関連対策

多摩川や流域に関する歴史・文化等に関連する様々な情報の収集・提供を行うとともに、現地において多摩川への来訪者が容易に情報を得ることが出来るよう歴史や文化を解説した看板等の整備を行う。

あわせて、多摩川誌やその他の流域に関わる様々な文献情報などを集めた電子図書館の構築を進めるとともに、技術革新が著しい高度情報機器を媒体として積極的にこれらの情報の提供を行う。